

役場業務のご案内

政策調整課 内線 317 2階 ⑨番窓口
役場業務の内容と窓口は次のとおりです。

窓口番号	課名等	業務内容
1	住民課(役場1階)	戸籍謄抄本 婚姻届 出生届 死亡届 転入転出届 住民票 印鑑登録 身分証明 国民年金 国民健康保険 後期高齢者医療保険 福祉医療 マイナンバーカード(個人番号カード)
2	介護健康課(役場1階)	介護保険 高齢者福祉 【所管施設:老人憩の家、サングリーンハウス(扶桑町シルバー人材センター)、高雄シルバーハウス】
	保健センター ☎(93)8300	成人・母子保健 子育て世代包括支援センター 新型コロナワクチン接種
3	福祉児童課(役場1階)	生活保護 民生委員・児童委員 障害者福祉 戦没者遺族等援護 災害救助 保育園 児童遊園 ひとり親家庭 児童手当 放課後児童クラブ 【所管施設:総合福祉センター、保育園、つくし学園、放課後児童クラブ館】
4	土木課(役場1階)	土木工事 道路等の占用・承認工事 道路・河川管理 交通安全施設 用排水路
5	都市整備課(役場1階)	都市計画 建築許可確認 屋外広告物 街路 都市公園 緑化 駅周辺整備 公共下水道 都市下水道
6	産業環境課(役場1階)	農政 農業委員会 商工・労働 消費者行政 統計 土地改良 環境保全 ごみ・し尿収集 犬の登録
7	会計室(役場1階)	支払・収納 愛知県収入証紙売りさばき
8	税務課(役場1階)	町県民税 固定資産税 軽自動車税 納税証明 所得証明 資産の証明 自動車臨時運行
9	政策調整課(役場2階)	政策調整 財政 総合計画 行財政改革 住民活動 広域行政 広報広聴 秘書 男女共同参画 国際交流 多文化共生 地域公共交通
10	総務課(役場2階)	総務 交通・防犯 コミュニティ 選挙 情報公開 財産管理 契約・検査 人事 電算
11	学校教育課(役場2階)	学校教育 児童異動 生徒異動 【所管施設:小学校、中学校】
	学校給食共同調理場 ☎(93)1528	学校給食
12	議会事務局(役場2階)	議会
13	監査委員事務局(役場2階)	監査
14	災害対策室(役場2階)	消防 防災 国民保護
15	多機能児童館等準備室(役場1階)	多機能児童館等建設・運営
20	生涯学習課(中央公民館内) ☎(93)5200	社会教育 文化財保護 放課後子ども広場 【所管施設:学習等供用施設】
	図書館 ☎(93)8630	図書の閲覧・貸出
	総合体育館 ☎(93)2441	社会体育 体育施設
21	文化会館 ☎(93)9000	文化・芸術の公演

扶桑文化会館情報

“～人生を豊かに、心潤うひとときを～あなたの町の文化会館”

◆扶桑文化会館情報◆ ☎(93)9000 開館時間:午前9時～午後5時
<月曜日(祝日は除く)・火曜日休館>

★貸館の受付開始

4月1日(木)から会議室、リハーサル室、展示室の6月利用とホールの10月利用の貸館受付を開始します。受付時間は午前9時から午後5時までで、先着順で受け付けします。ただし、4月1日(木)の受付開始日に限り、午前9時から10時までの受付は、希望する利用日が重複した場合は抽選となり、午前10時から午後5時までの受付は先着順となります。

※各施設の「利用の制限」につきましては、扶桑文化会館ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

★ホールでのピアノ練習について

扶桑文化会館が保有するフルコンサートピアノ(スタインウェイ)を使用し、ホールでピアノ練習を行うことができます。受付は、利用日の2ヶ月前の月の初日から利用日の1ヶ月前までです。金額や利用可能日などにつきましては、扶桑文化会館へお問い合わせください。

★令和3年度 扶桑文化会館“友の会”会員募集中です!

チケット割引、チケット先行発売、最新公演情報郵送の特典があります。

★春期!グランドピアノ開放“鍵盤にタッチ!!”

ロビーコンサートで使用しているミニグランドピアノを、無料開放します。普段はアップライトや電子ピアノで練習しているお子さんたちが、気軽にグランドピアノで練習できる機会ですので、ぜひご利用ください。

開放期間は5月9日(日)までです。

利用可能日につきましては、扶桑文化会館へお問い合わせください。

★ご来館の皆様への“お願い”

- 館内では、マスクの着用をお願いします。
- 発熱や咳などの風邪症状がみられる方、体調などの理由で感染リスクを心配される方は、ご来館をお控えください。
- 感染症が発生した場合には、保健所などの調査にご協力をお願いします。

福祉児童課 内線 229 1階 ③番窓口

☎ **いち はやく 189** 児童相談所全国共通ダイヤル ※通話料は無料です。

「いちはやく(189) 知らせて守る こどもの未来」

児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、昨年4月1日から施行されました。

- ◆「あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら?」そんな子を見つけたら・・・
- ◆ご自身が出産や子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう・・・
- ◆近くに子育てに悩んでいる人がいるけど・・・

児童虐待問題は、社会全体で解決しなければならない重要な課題です。
あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。

※連絡は、匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。